

令和6年9月2日

お客さま各位

未利用口座管理手数料の新設について

福岡県信用組合

平素より、福岡県信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合は、長期間ご利用のない預金口座（以下「未利用口座」）が不正や犯罪に利用されやすいことを鑑み、令和6年10月1日から下記のとおり、「未利用口座管理手数料」を新設し、本手数料の新設に併せ普通預金規定を改定します。

対象となる口座をお持ちのお客さまには、ご負担いただくこととなりますが、当組合は一層のサービス向上を目指してまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料

(1) 手数料新設日

・令和6年10月1日（火）

(2) 概要

未利用口座の 対象となる口座	普通預金口座（総合口座通帳で定期預金が預入されていない口座、無利息型普通預金を含む）で、最終のお取引（入出金等）から2年以上お取引のない口座 ※令和6年9月30日以前に開設された口座を含みます。 ※対象となるお客さまには、事前に書面によるご案内を郵送いたします。 但し、以下の口座は未利用口座の対象となりません。 <ul style="list-style-type: none">・ 残高が10,000円以上の口座・ 定期性預金取引がある場合・ お借入れの返済用口座
手数料金額	年間1,320円（消費税込み）
手数料引落日	毎年11月5日（休日の場合は翌営業日） （毎年9月30日時点で2年以上取引のない口座が対象）
口座の自動解約	当該口座の残高が本手数料に満たない場合、残高全額を本手数料の一部として引落しを行い、当該口座を自動的に解約します。

初回の手数料引落とし および自動解約日	令和7年11月5日(火) ※令和5年10月1日以降、2年以上お取引のない口座が対象です。
------------------------	---

2. 預金規定改定について

(1) 対象となる預金規定

- ・預金積金規定集(2. 普通預金規定)

(2) 改定日

- ・令和6年10月1日(火)

(3) 改定内容

- ・普通預金規定について、以下の条項を新設いたします。

<未利用口座管理手数料>

8. (未利用口座管理手数料)

- (1) 当組合が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預け入れ、または、払戻しがない場合には、未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合は、当組合所定の未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当組合は、未利用口座となった預金口座から払戻請求書等によらずに当組合所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (4) 引き落とした未利用口座管理手数料は、いかなる理由があっても返却しません。
- (5) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当組合は、預金者に通知することなく残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この口座を解約します。
- (6) 解約された口座の再利用はできません。

以上

<本件に関するお問い合わせ>

福岡県信用組合
 事務部 事務企画課
 TEL 092-724-5401